

令和3年12月10日

保険薬局 各位

一般社団法人姫路薬剤師会

会長 浦上 文男

薬局経営部 池口 由美

【お知らせ】

(重要)後発医薬品変更調剤に際しての適応症確認について

平素は、本会の会務運営にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。
姫路赤十字病院 薬剤部より連絡がありましたので、お知らせ致します。

本年8月にもお知らせいたしましたが、保険薬局において、

先発医薬品の適応症が認められていない後発医薬品に変更調剤を行ったため、保険診療の適応外となり、医療機関側で査定される事例(医療機関が薬剤料を負担)がありました。

変更調剤の際、処方内容、患者様からの聞き取りを充分に行い、承認されている適応症と異なる可能性がある判断される場合、もしくは、薬局で正確な判断が難しい場合には、必ず疑義照会により治療目的の疾患をご確認の上、調剤してください。(医療機関⇄保険薬局間の突合において、変更可能な後発医薬品がない場合のため病院が査定された可能性あり)

先発医薬品では適応内でも、後発医薬品では適応外の調剤になる

ケースがあります。保険薬局の責任で「適応外調剤」を行うことがないよ

う、十分な確認を行った後、調剤頂くようお願いします。

今回突合された事例：

医療機関処方プログラムカプセル(先発医薬品 医師の「後発変更可」指示あり)。

代替後の後発医薬品には、

先発にある適応症「皮膚筋炎に合併する間質性肺炎」がない、高薬価の長期処方の医薬品。

前回突合された事例：

医療機関処方トラクリア錠(先発医薬品 医師の「後発変更可」指示あり)。

代替後の後発医薬品には、

先発にある適応症「全身性強皮症における手指潰瘍の発症抑制」がない、

高薬価の長期処方の医薬品。

以上